

## ○奥羽大学個人情報保護に関する規程

(平成17年4月1日  
制 定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人晴川学舎及びその設置する奥羽大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取得、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

ただし、この規程においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく「個人番号」及び「特定個人情報」は対象としないものとする。

2 個人番号及び特定個人情報取扱細則は別に定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、現在及び過去における本学の学生及びその保証人並びに教職員及び校友並びに本学への入学を志願する者、その他これに準ずる者に関する情報であって、本学が執行する業務に関して職務上取得したもののうち、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。

2 この規程において「本人」とは、前項の個人情報によって識別され又は識別され得る特定の個人をいう。

3 第1項に定める個人情報のうち、当該個人に帰属する情報の他、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるものを含むものとする。

4 第1項に定める個人情報のうち、紙に記入若しくは印刷された情報の他、コンピュータ、光学式処理装置等により処理又は保存されているものを含むものとする。

(責務)

第3条 本学は、個人情報の取得、利用、管理及び保存にあたり、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を提供する者への通知及び公表
- (2) 本学が雇用する教職員に対する規程及び規則の遵守の徹底
- (3) 本学に在籍する学生等に対する個人情報の保護にかかわる教育及び指導

(4) その他本学が必要と認めた措置

- 2 学生及び教職員等は、本規程及び本規程の関連規則並びに本学の諸規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- 3 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を取得目的以外に流用、第三者に漏えい又は滅失させた場合は、学生にあっては学則に基づき処分し、教職員にあっては就業規則に基づき懲戒処分に付す。
- 4 学生及び教職員等は、過去の在籍中に知り得た個人情報を第三者に漏えい又は滅失してはならない。漏えい又は滅失により、本学に損害を与えた場合は、然るべき対応又は法的処置をとるものとする。

(管理者の設置)

第4条 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報毎に、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、学部長、大学院研究科長、附属施設の長、部長相当職位、その他学長が指名する者とする。
- 3 管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の取得、利用、提供及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正等、利用等の停止又は消去の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。

(個人情報保護委員会の設置)

第5条 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する全般的な施策に関する事項
- (2) 管理者から個人情報の取得、利用、提供、開示、訂正等、利用等の停止及び消去について付議された事項
- (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長、学生部長、図書館長
- (3) 事務局長、総務部長、学事部長

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、それぞれの職位の期間とする。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第10条 委員長は、委員会を招集し、議事を統括する。

2 委員会は、委員長を含む委員の3分の2以上の出席をもって開催する。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員会は、必要があると認めたときは委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務遂行は、総務部総務課がつかさどる。

(取得の制限)

第12条 個人情報とは、本学の教育・研究及び業務に必要な範囲で、取得目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、思想、信条及び信教にかかわり、取得することが本人の基本的な人権を侵害するおそれがある場合には、これを取得してはならない。

3 個人情報は、本人から適正かつ公正な方法によって取得されなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外から取得することを妨げない。

(1) 本人の事前の同意があるとき。

(2) 法令に基づくとき。

(3) 当該情報が本人の同意の下に公開され、又は報道等により適正な方法及び態様で公にされているものであるとき。

(4) 本人又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要であり、かつ本人から当該情報を取得することができないか、又は本人から事前の同意を求めることが困難な状況にあるか、若しくは適切ではないとき。

(5) 委員会又は管理者が本人以外から取得することに相当の理由があると認めたとき。

4 本人からの個人情報の取得にあたっては、本学が定める学則及び就業規則等で規定するも

のを除き、原則として次の事項について明らかにし、本人の同意を得なければならない。

- (1) 取得の目的
- (2) 用途
- (3) 保有期間

(本人の同意の方法)

第13条 本人の同意の方法については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、第12条第4項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
- (2) インターネットを經由して大学ホームページ等から個人情報を取得する場合は、第12条第4項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
- (3) 本人の同意の方法については、前各号の定めを原則とするが、本人の意思により、前各号の定めによらず口頭及び電話等での情報提供がなされた場合は、本人が同意したものとしみなす。

(利用及び提供の制限)

第14条 管理者は、個人情報を取得した目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の事前の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 本人又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要であり、かつ本人から事前の同意を求めることが困難な状況にあるか、若しくは適切ではないとき。
- (4) その他委員会が正当と認めたとき。

(適正管理)

第15条 管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、滅失その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の廃棄または消去

(学外への持出し及び委託)

第16条 個人情報は、原則として学外へ持ち出してはならない。ただし、個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りでない。



- 2 前項の業務委託を行う場合、管理者は、委託業者との間で個人情報保護に係る覚書き(様式第1号)を締結しなければならない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、教員が授業運営にかかわる資料、試験答案、論文、レポート、その他の授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持ち出しの適用除外とすることができる。
- 4 前項の場合は、教員を当該個人情報にかかわる個人情報管理者と見なし、第14条及び第15条に規定する責務を負わなければならない。ただし、次条の規定は適用しない。

(個人情報の開示)

第17条 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 前項に規定する請求は、本人(法定代理人を含む)であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した自己に関する個人情報開示等請求書(様式第2号)を管理者あてに提出するものとする。なお、開示の方法が閲覧の場合の手数料は、徴収しないものとする。
- 3 開示の請求があったとき、管理者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、管理者は、その理由を自己に関する個人情報開示等可否決定通知書(様式第3号)により本人に通知しなければならない。
- 5 第2項の開示等の請求受け窓口及び開示等の閲覧場所は、総務部総務課に設置する。なお、受け窓口及び閲覧場所の開設時間は、9時から17時までとする。

(個人情報の開示制限)

第18条 個人情報が次に掲げる各号に該当する場合は、本人に対して個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令に違反することとなるとき。
- (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (5) その他委員会で開示が適当でない判断したとき。

(個人情報の訂正等、利用等の停止又は消去)

第19条 本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、第17条第2項に定める手続きに準じて、管理者に対し、その訂正等、利用等の停止又は消去を自己に関する

る個人情報開示等請求書(様式第2号)により請求することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正等、利用等の停止又は消去に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服の申立て)

第20条 第18条及び第19条に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正等、利用等の停止又は消去の請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人(法定代理人を含む)であることを明らかにして、委員会に対し、不服申立書(様式第4号)により行うことができる。

- 2 委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、速やかに審議、決定し、その結果を不服申立書に対する回答書(様式第5号)により本人に通知しなければならない。

- 3 委員会は、必要があると認めるときには、本人又は管理者に対し意見の聴取を行うことができる。

- 4 第1項の不服の申立ての受付け窓口は、総務部総務課に設置する。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。